

第6回尼崎市都市計画審議会

議案

令和5年5月30日

尼崎市都市計画審議会

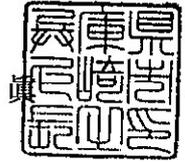
第6回尼崎市都市計画審議会議案目録

番号	区分	件名	備考	ページ
1	議案 第10号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について		10-1

尼 都 計 第 9 1 号
令和 5 年 5 月 3 0 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
松 本



尼崎市議案第 1 0 号
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更 (尼崎市決定)

1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 70.3 ha (703,610 m ²)

2 都市計画生産緑地地区中、猪名寺2丁目4を廃止する。

名 称
猪名寺2丁目4

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出に起因して、同法第 14 条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域については、継続的な生産緑地の維持が不可能であるため、生産緑地地区の変更又は廃止を行っている。

この度、生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域が発生し、当該区域を生産緑地地区から除くことにより当該生産緑地地区内の他の区域がいずれも生産緑地地区の指定基準を満たさなくなるため、当該生産緑地地区の廃止を行う。

以 上

<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	増減 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	変更後面積 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	発生理由
1	猪名寺2丁目4	地区の廃止	約0.07 (719)	△約0.07 △(719)	約0.00 (0)	行為の制限の解除(608m ²)及び道連れ解除(111m ²)
			約0.07 (719)	△約0.07 △(719)	約0.00 (0)	

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	498 地区	497 地区
総 面 積 (B)	約 70.4 ha (704,329 m ²)	約 70.3 ha (703,610 m ²)
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 80.7 ha (806,904 m ²)	※2 約 79.5 ha (794,585 m ²)
比 率 (B/A)	87.2%	88.4%

※1 令和4年1月1日現在の面積

※2 令和5年1月1日現在の面積

令和5年度

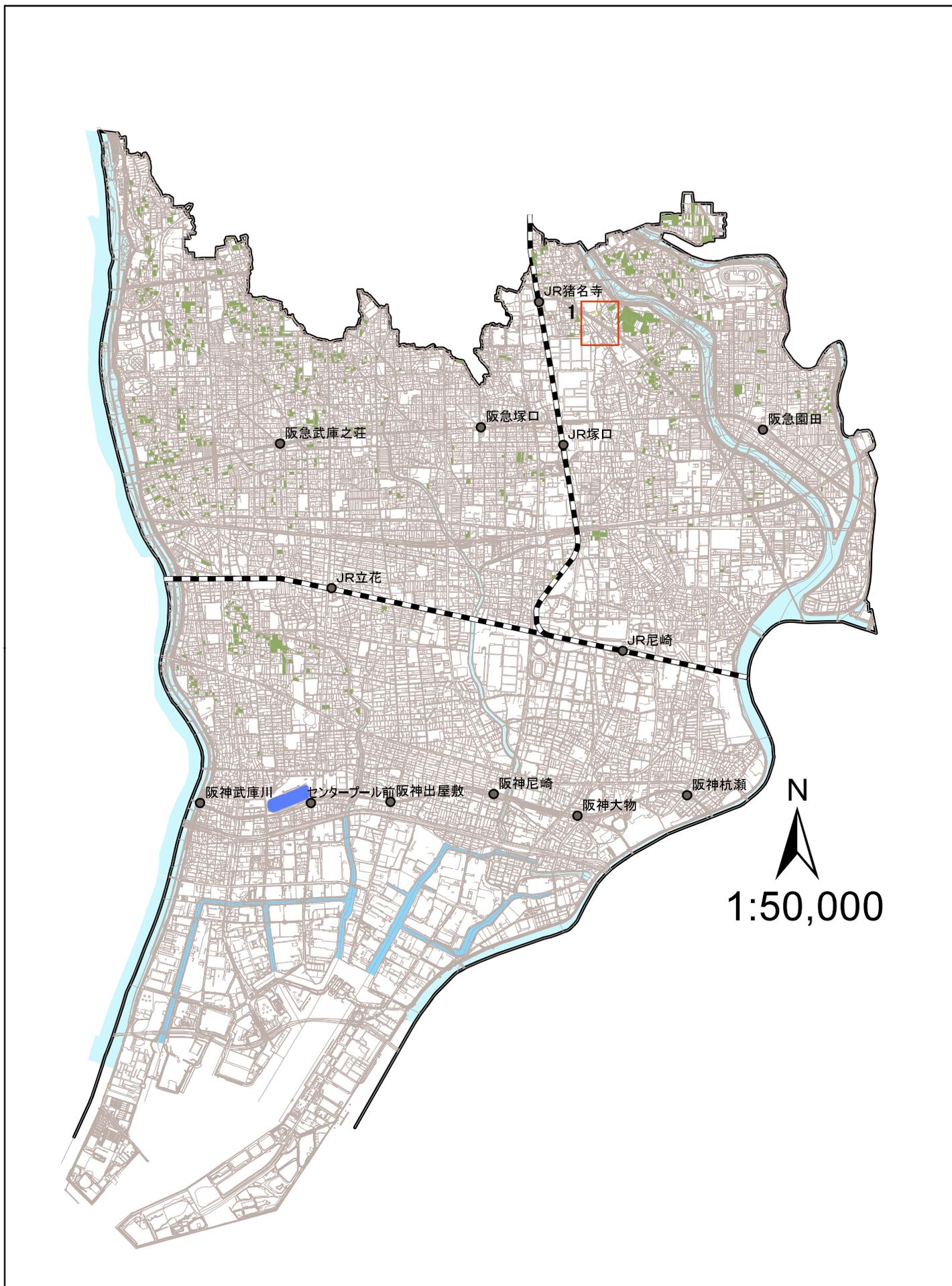
尼崎市

生産緑地地区

変更区域図

No.1

生産緑地地区変更位置図（令和5年度）



計画図1

凡例	
	廃止する区域
	既指定の生産緑地地区



参考図

凡例	
	行為の制限の解除 による廃止
	道連れ解除





(電子メール施行)
都計第2609号
令和5年 3月 23日

尼崎市

上記代表者 尼崎市長 松本 眞 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

阪神間都市計画生産緑地地区の変更について (回答)

令和5年3月15日付け尼都計第747号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。

生産緑地地区の指定要件

市街化区域内の農地であり、次の要件の全てを満たす必要があります。

1 現に農業の用に供されていること。

現在の管理状態を見た上で判断します。

2 良好な生活環境に相当の効用があること。

周囲に見通しのきかないブロック塀などが設置されている場合、原則として指定できません。

3 公共施設等の敷地に供する土地として適していること。

袋地については、原則として指定できません。

4 300 m²以上の「一団のものの区域」であること。

隣地等とあわせて（他の所有者の農地とあわせることも可）300 m²以上あれば、一団のものの区域（※）として指定します。ただし一団のものの区域の要件を満たさなくなった場合は、指定解除されます。

5 農業の継続が可能な条件を満たしていること。

現在、支障なく営農していること。

6 主要な都市施設の整備に支障がないこと。

都市計画公園、都市計画道路等の予定地については、その事業の実施が間近に迫っていないこと。

7 合理的な土地利用に支障がないこと。

高度利用すべき地域にないこと。

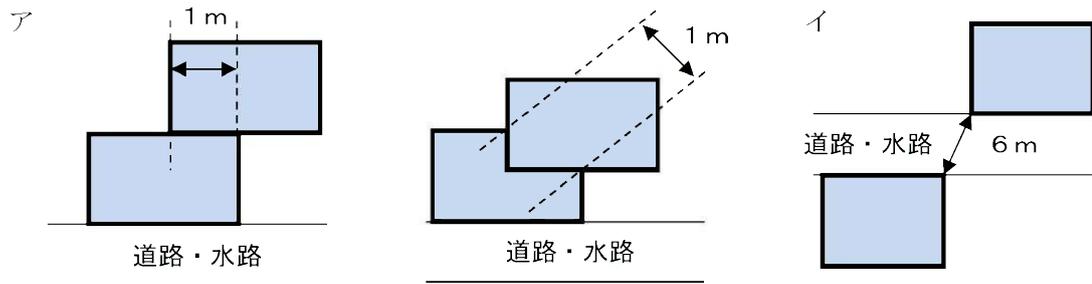
(※)「一団のもの区域」の要件について

(1) 現行要件 ※平成4年当初から

次の要件のいずれかを満たし、当分の間、その農地と農地との間で自由な行き来が可能であること。

ア 農地と農地が接している場合は、その接する距離が1 m以上であること。

イ 農地と農地が接していない場合は、その農地間の最短距離が6 m以下であり、かつ、その農地間の土地が道路、水路等の公共用地又はこれに準ずる土地であること。



(2) 追加要件 ※生産緑地法改正（平成29年6月）により追加

複数の農地が同一の街区（おおむね4 m以上の幅員を持つ道路、水路等に囲まれた範囲）又は隣接する街区に存在し、一体として緑地機能を果たし、次の要件を満たすこと。

ア 個々の農地の面積がそれぞれ100㎡を超えていること。

イ 隣接する街区に存在する農地を一団に含める場合は、その街区と街区との間に存在する道路、水路等の幅員がおおむね12 m以下であること。

